(ハ)　⑤と⑰の割引適用要件に該当する自動車の場合、⑤の割引適用後に、⑰の割引を適用する。

(ニ)　⑤と③又は⑥の割引適用要件に該当する自動車の場合、⑤の割引は適用しないものとする。

(ホ)　⑤と⑨から⑫までの割引適用要件に該当する自動車の場合、各々の割引を適用して算出した額のうち、最も低い額となる割引のみを当該自動車に適用する。

⑲　中央自動車道富士吉田線等の料金算定の特例

中央自動車道富士吉田線の国立府中インターチェンジから八王子ジャンクションまでの間が介在する場合の対距離制区間のうち、平成28年３月31日以前に供用されている区間について、１．(2)①（(ハ)ニ）Ｂを除く。）に定める方法で、かつ③又は⑥に定める方法により算出した割引適用後の額が、平成28年３月31日時点の割引適用後の料金の額（以下「従前の割引適用後の額」という。）を超える場合には、従前の割引適用後の額を適用するものとする。ただし、１．(2)①(ハ)ニ）Ｂ(A)による措置が適用される場合に限る。

⑳　企画割引

貸付料の支払いに支障のない範囲内で、かつ公正妥当なものである場合には、以下のとおり割引を実施することができる。

イ　割引をする自動車

個々の企画割引毎に企画内容に合わせて適宜設定する。

ロ　割引率等

個々の企画割引毎に企画内容に合わせて割引率、割引額又は料金の額を適宜設定する。

ハ　実施する期間

実施する期間を個々の企画割引毎に適宜設定する。

ニ　適用区間

個々の企画割引毎に企画内容に合わせて適用区間を適宜設定する。

ホ　事前の届出

個々の企画割引毎に上記イからニまでの詳細について、事前に届け出るものとする。

(4)　高速道路における社会実験への料金適用についての特別措置

高速道路において社会実験として、以下のとおり料金割引が実施できるものとする。

イ　割引をする自動車

高速道路の料金に係る社会実験に参加する全自動車とする。

ロ　割引率

個々の社会実験毎に実験内容に合わせて割引率又は料金の額を適宜設定する。

ハ　実施する期間

実施する期間を限定する。

ニ　適用区間

個々の社会実験毎に実験内容に合わせて適用区間を限定する。

ホ　事前の届出

個々の社会実験毎に上記イからニまでの詳細について、事前に届け出るものとする。

(5)　中日本高速道路株式会社が管理する高速道路と他の会社が管理する高速道路を連続して通行する場合の料金の額及び割引制度の適用方法

対距離制区間と他の会社が管理する高速自動車国道の対距離制区間を連続して通行する場合の料金の額は、(2)①イ(ハ)イ）Ａに定めるキロ程と他の会社が管理する高速自動車国道のキロ程を通算し、当該区間の１キロメートル当たりの料金の額を適用し、当該通行を１回の利用としたうえで、また、(2)①ロ(イ)又は②イ(ロ)について、東日本高速道路株式会社が管理する区間と中日本高速道路株式会社が管理する区間を連続して通行する場合の料金は、当該通行を１回の利用としたうえで、高速道路を管理する各会社が道路整備特別措置法（昭和31年法律第７号）第３条の規定に基づく国土交通大臣の許可を受けた料金の額及び割引制度を適用して算出するものとする。

(6)　その他

インターチェンジ等の名称に変更がある場合には、事前に届け出るものとする。

(7)　料金の徴収期間

平成18年４月１日から平成72年５月12日までとする。

別添２

大都市近郊区間

路線名	区間
第一東海自動車道	東京インターチェンジから 厚木インターチェンジまで
第二東海自動車道横浜名古屋線	海老名南ジャンクションから 厚木南インターチェンジまで
中央自動車道富士吉田線	高井戸インターチェンジから 八王子インターチェンジまで
	東名ジャンクションから 中央ジャンクションまで

別添３のうち、「中央自動車道富士吉田線（八王子・河口湖間）」を「中央自動車道富士吉田線（高井戸・河口湖間）」とし、次のように改める。

				河口湖
			富士吉田北スマート	6.7
		都留	9.6	16.3
	大月ジャンクション	6.2	15.8	22.5
大月	1.0	7.2	16.8	23.5